

一般競争入札説明書

1 公告日 令和4年3月7日（金）

2 入札に付する事項（委託する業務の名称）

沖縄県立宮古病院運転士業務委託

3 入札方法

（1）入札書の様式は、第5号様式とする。

（2）入札書は書面により提出すること。

（3）入札の方法

ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。

イ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。なお、委任状の様式は第6号様式とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（4）入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

4 入札保証金

（1）入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約希望金額の100分の5以上とする。

（2）入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、沖縄県立宮古病院の発行する納付書により現金を金融機関で納付し、領収書の写しを入札日時までに提出することとする。納付書の発行を希望する者は、令和4年3月16日（水曜日）までに沖縄県立宮古病院総務課に入札保証金納付書発行依頼書（第3号様式）及び債務者登録票（第4号様式）を提出すること。

（3）入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の免除を受けることができる。

ア 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した証明書を提出した場合

イ 保険会社との間に沖縄県立宮古病院を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札開始時刻 30 分前までに提出した場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

(5) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

(6) その他

その他の注意事項等については、入札保証金注意事項にて定めることとする。

5 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 沖縄県財務規則第 126 条各号の一に該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、閉札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

6 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(1) 過去 2 年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

7 入札の辞退等

都合により入札を辞退する場合には、入札日の前日までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。なお、入札辞退届の様式は第 7 号様式とする。

8 労働関係法令の遵守について

入札に参加しようとする者は入札参加資格に加え下記事項を満たさなければならない。

(1) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(2) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(3) 労働関係法令を遵守すること。